

令和3年4月1日

保護者の皆様へ

兵庫県立宝塚北高等学校  
松風会会長 門田 三佳

PTA 同窓会

## 「松風会」入会のご案内

松風会は、お子様のご卒業後も宝塚北高校を応援し、保護者の親睦を図るPTA同窓会で平成3年7月に発足いたしました。現在の会員は約220名で毎年、総会と決算報告を兼ねた親睦バス旅行を（年1回5月第3水曜日）参加者の実費ではありますが開催しております。尚、令和2年及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で旅行は中止しておりますが、ご入会は随時受け付けております。本会へのご入会は、会則をご覧いただいた上、会費3,000円（永年会費）をお振込みいただき、下記の入会申込書を松風会事務局宛に郵送かFAX又はメールでお送り下さい。振込手数料は各自でご負担願いますことをご了承下さい。

以上、本会の趣旨にご賛同いただき、皆様のご入会をお待ちしております。

入会申込先	会費振込先
〒665-0847 宝塚市すみれガ丘4丁目1番1号 兵庫県立宝塚北高等学校内 松風会事務局 【FAX】0797-86-3292 【メール】件名「松風会申し込み」 mmonnden@yahoo.co.jp	三井住友銀行 宝塚支店 普通口座 No. 3544434 名義 兵庫県立宝塚北高等学校 松風会 近藤 美知江



## PTA同窓会 松風会 入会申込書

保護者名 (生徒名)	住 所
( )	〒  TEL:           -   - メールアドレス:

# 松 風 会 会 則

## 第1章 総則

(名称及び事務局) 第1条 本会は、「松風会」と称する。

第2条 本会の事務局は、兵庫県立宝塚北高等学校（以下「本校」という。）PTA事務局内に置く。

(目的) 第3条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、現PTAとの連携を蜜にして本校の発展に寄与することを目的とする。

(事業) 第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修と親睦を図ること。
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第2章 組織

(構成) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本校のPTA会員であった者で、本会の趣旨に賛同する者。
- (2) 本校の教職員及び旧職員で、本会の趣旨に賛同する者。

(役員) 第6条 本会には、次の役員を置く。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 会 長  | 1名                   |
| (2) 副会長  | 若干名                  |
| (3) 幹 事  | 若干名                  |
| (4) 書 記  | 2名                   |
| (5) 会 計  | 2名                   |
| (6) 会計監査 | 2名                   |
| (7) 顧 問  | 現PTA会長・校長、歴代PTA会長・校長 |

(役員を選出方法) 第7条 会長は、会員相互の互選により決定する。副会長、幹事、会計、会計監査及び顧問は、会長が委嘱する。

(役員任期) 第8条 役員任期は2年とする。

## 第3章 総会

(総会) 第9条 総会は原則として毎年1回、会長が招集する。

(臨時会) 第10条 臨時会は、会長が必要と認める時にこれを開催する。

## 第4章 会計

(会計) 第11条 本会は、入会金、会費、寄附金及び雑収入によって運営する。

(入会金及び会費) 第12条 会員は、入会金及び会費として、3,000円を前納するものとする。

(会計年度) 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告) 第14条 本会の収支決算は、総会においてこれを報告し、その承認を受けなければならない。

## 付 則

第1条 本会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

第2条 本会則は、平成3年7月10日から施行する。

本会則は、平成6年11月16日に一部改正。

本会則は、平成9年6月11日に一部改正。